

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	軽自動車税賦課事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南砺市は、軽自動車税賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

南砺市長

公表日

令和7年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	軽自動車税賦課事務
②事務の概要	住民基本台帳法、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収並びに地方税に関する調査に関する事務で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務（業務）で取り扱う。 【軽自動車税賦課事務の概要】 軽自動車税の課税を行う。 【業務の流れ】 ①毎月、各市民センター及び富山県軽自動車検査協会から送付される軽自動車税の登録・譲渡・名義変更、廃車等に関する申告書を整理する。 ②軽自動車検査協会（富山県ナンバー等）から送付される申告書の内容をシステムへ入力する。（市民センターでの受付分（南砺市ナンバー）は、各市民センターで入力する。） ③減免申請について内容を確認し、減免決定通知を行う。 ④交付税等課税資料を作成する。
③システムの名称	・軽自動車税システム ・宛名管理システム ・団体内統合宛名（連携）システム ・中間サーバー ・軽自動車検査情報市区町村提供システム

2. 特定個人情報ファイル名

軽自動車税賦課特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「命令」という）第2条の表 [情報提供の根拠] なし（軽自動車税賦課に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。） [情報照会の根拠] 命令第2条の表48の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南砺市役所総務課総務係 情報公開・個人情報保護担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒939-1692 富山県南砺市荒木1550番地 TEL:0763-23-2003 FAX:0763-52-6340
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

9. 監査

実施の有無	[] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	-------------	------------	-------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・特定個人情報が記載された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存する。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい、滅失、毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	鳥越 知証	税務課長 梅原 学	事後	
平成28年10月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	軽自動車税システム 宛名管理システム 団体内統合宛名(連携)システム 中間サーバー	軽自動車税システム 宛名管理システム 団体内統合宛名(連携)システム 中間サーバー 軽自動車検査情報市区町村提供システム	事後	
平成28年10月17日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(16の項)	・番号法第9条第1項 別表第一(16の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	
平成28年10月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] なし [別表第二における情報照会の根拠] (27の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] なし [別表第二における情報照会の根拠及び主務省令] 27の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 梅原 学	税務課長 沖田 澄夫	事後	
令和1年6月27日	Ⅳリスク対策	記載なし	新規追加	事後	様式変更による追加
令和2年7月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒939-1596 富山県南砺市苗島4880番地 TEL:0763-23-2003 FAX:0763-22-1114	〒939-1692 富山県南砺市荒木1550番地 TEL0763-23-2003 FAX0763-52-6340	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] なし [別表第二における情報照会の根拠及び主務省令] 27の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] なし [別表第二における情報照会の根拠及び主務省令] 27の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事前	
令和5年8月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【業務の流れ】 ①毎月、各行政センター及び富山県軽自動車検査協会から送付される軽自動車税の登録・譲渡・名義変更、廃車等に関する申告書を整理する。 ②軽自動車検査協会(富山県ナンバー等)から送付される申告書の内容をシステムへ入力する。(行政センターでの受付分(南砺市ナンバー)は、各行政センターで入力する。) ③減免申請について内容を確認し、減免決定通知を行う。 ④交付税等課税資料を作成する。	(前略) 【業務の流れ】 ①毎月、各市民センター及び富山県軽自動車検査協会から送付される軽自動車税の登録・譲渡・名義変更、廃車等に関する申告書を整理する。 ②軽自動車検査協会(富山県ナンバー等)から送付される申告書の内容をシステムへ入力する。(市民センターでの受付分(南砺市ナンバー)は、各市民センターで入力する。) ③減免申請について内容を確認し、減免決定通知を行う。 ④交付税等課税資料を作成する。	事後	
令和5年8月31日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年8月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年9月27日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一(16の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	番号法第9条第1項 別表24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] なし [別表第二における情報照会の根拠及び主務省令] 27の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「命令」という)第2条の表 [情報提供の根拠] なし(軽自動車税賦課に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) [情報照会の根拠] 命令第2条の表48の項	事後	
令和6年9月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年9月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年9月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年9月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年9月11日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	記載なし	新規追加	事後	様式変更による追加
令和7年9月11日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	新規追加	事後	様式変更による追加